

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

秋田県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則(六一・税務課)…………… 1

秋田県産業廃棄物税条例施行規則(六三・税務課)…………… 1

規 則

秋田県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十二号

秋田県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則

秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)の施行期日は、平成十六年一月一日とする。

秋田県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十三号

秋田県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物の重量換算の方法)

第二条 条例第四条第二項の規定による換算は、産業廃棄物の体積に次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの体積を計測することができない産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じそれぞれ同表の下欄に定める換算係数を乗じて行うものとする。

産 業 廃 棄 物 の 種 類	換算係数
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項第一号に掲げる燃え殻	一・一四
二 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる汚泥	一・一
三 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃油	・九
四 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃プラスチック類	・三五
五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第二条第一号に掲げる紙くず	・三
六 廃棄物処理法施行令第二条第一号に掲げる木くず	・五五
七 廃棄物処理法施行令第二条第三号に掲げる繊維くず	・二二
八 廃棄物処理法施行令第二条第四号に掲げる動物及び植物に係る固形状の不要物、同条第四号の二に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物、同条第七号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、同条第十号に掲げる動物のふん尿、同条第十一号に掲げる動物の死体並びに同条第十三号に掲げる廃棄物	一
九 廃棄物処理法施行令第二条第五号に掲げるゴムくず	・五二
十 廃棄物処理法施行令第二条第六号に掲げる金属くず	一・一三

十一 廃棄物処理法施行令第二条第八号に掲げる鉱さい	一・九三
十二 廃棄物処理法施行令第二条第九号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八
十三 廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げるばいじん	一・二六

備考 換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。

(特別徴収義務者の指定の通知)

第三条 地域振興局長は、条例第八条第一項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定したときは、その旨を当該指定を受けた者及び同条第一項に規定する者に通知しなければならない。

(帳簿書類の記載事項等)

第四条 条例第十五条の帳簿書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 産業廃棄物の搬入年月日
- 二 産業廃棄物の重量及び産業廃棄物税の税額
- 三 産業廃棄物の種類及び体積(条例第四条第二項の規定に該当する場合に限る。)
- 四 産業廃棄物を排出した事業者の氏名又は名称(条例第七条ただし書の規定に該当する場合を除く。)

2 条例第十五条の規定による電磁的記録の備付け及び保存は、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第二十五条第一項第四号の規定に準じて行うものとする。

(書類等の様式)

第五条 次の表の上欄に掲げる条例及びこの規則の規定による同表の中欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

第三条	産業廃棄物税特別徴収義務者指定書	様式第一号
第三条	産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書	様式第二号
条例第九条	産業廃棄物税納入申告書	様式第三号
条例第十条第二項	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	様式第四号
条例第十条第三項	産業廃棄物税特別徴収義務者変更登録申請書	様式第五号

条例第十条第四項	産業廃棄物税特別徴収義務者証	様式第六号
条例第十条第六項	産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書	様式第七号
条例第十条第七項	産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書	様式第八号
条例第十一条第一項	産業廃棄物税徴収猶予申請書	様式第九号
条例第十一条第二項	産業廃棄物税徴収猶予承認(不承認)通知書	様式第十号
条例第十二条第一項	産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書	様式第十一号
条例第十二条第三項	産業廃棄物税還付(納入義務免除)承認書(不承認)通知書	様式第十二号
条例第十三条第一項	産業廃棄物税納付申告書	様式第十三号
条例第十三条第二項	産業廃棄物税修正申告書	様式第十四号
条例第十四条第一項	産業廃棄物税納税者等届出書	様式第十五号
条例第十四条第二項	産業廃棄物税納税者等変更届出書	様式第十六号

(補則)

第六条 条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この規則に定めるもののほか、秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の定めるところによる。この場合において、同規則第十四条の三中、「及び法」とあるのは、「並びに法及び秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県規則第七十三号)」と、同規則第十五条の表中、「及び法第七百三十三条の三十四第四項」とあるのは、「法第七百三十三条の三十四第四項、法第七百三十三条の十六第四項、法第七百三十三条の十八第五項及び法第七百三十三条の十九第四項」と、「及び法第七百四十五条第一項」とあるのは、「法第七百四十五条第一項及び法第七百三十三条の二十二第一項」とする。

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

様式第1号 産業廃棄物税特別徴収義務者指定書(第5条関係)

(A4判)

産業廃棄物税特別徴収義務者指定書		
年 月 日		
住 所 (所在地)		
氏 名 (名 称)	様	
秋田県 地域振興局長 印		
<p>秋田県産業廃棄物税条例第8条第2項の規定により、あなたを産業廃棄物税の特別徴収義務者として指定したので、通知します。</p> <p>なお、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書を指定された日から5日以内に提出してください。</p>		
最 終 処 分 場	所 在 地	
	名 称	
摘 要		
この処分に不服がある場合の救済の方法	<p>この処分について不服があるときは、この指定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を経由して提出してください。</p>	

様式第2号 産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書(第5条関係)

(A4判)

産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書			
年 月 日			
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)			
様			
秋田県 地域振興局長 印			
秋田県産業廃棄物税条例第8条第2項の規定により、次のとおりあなたのほかに産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定したので、通知します。			
最終処分場	所在地		
	名 称		
指 定 事 項	特別徴収義務者	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
摘 要			

様式第3号 産業廃棄物税納入申告書(第5条関係)

(A4判)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	処理事項	登録番号	区分	予 備			
	通信日付印	入力年月日	入力者印	修正入力年月日	入力者印		
	. . .						
	年 月 日	特別徴収義務者の住所(所在地)及び氏名(名称)		電話番号 ⑩			
秋田県 地域振興局長 様	最終処分場	所在地	電話番号				
		名 称					
年 月分 産業廃棄物税納入申告書 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">申告期限</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table>						申告期限	年 月 日
申告期限	年 月 日						
区 分	課税標準たる重量	税 率	税 額				
	トン	円	× 円				
申 告 納 入							
備 考							

(注) 1 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 2 秋田県産業廃棄物税条例第4条第2項の規定により体積を換算して課税標準たる重量を算出した場合は、付表を添付してください。

付表

(A4判)

産業廃棄物の重量換算明細表		(年 月搬入分)	
産業廃棄物の種類	搬入量(m ³)	換算係数	換算重量(t)
燃え殻		1.14	
汚泥		1.10	
廃油		0.90	
廃プラスチック類		0.35	
紙くず		0.30	
木くず		0.55	
繊維くず		0.12	
動物及び植物に係る固形状の不要物		1.00	
獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物		1.00	
ゴムくず		0.52	
金属くず		1.13	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		1.00	
鋳さい		1.93	
コンクリートの破片その他これに類する不要物		1.48	
動物のふん尿		1.00	
動物の死体		1.00	
ばいじん		1.26	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる廃棄物		1.00	
合 計			

(注) 換算重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第4号 産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書(第5条関係)

(A4判)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	処 理 事 項	通 信 日 付 印 . .	確 認	精 査	入 力 者 印
	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書				
年 月 日					
秋田県 地域振興局長 様		特別徴収義務者 住 所 (所在地) 電 話 番 号 ふ り が な 氏 名 ㊟ (名 称)			
秋田県産業廃棄物税条例第10条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物税特別徴収義務者の登録を申請します。					
最 終 処 分 場 の 概 要	所 在 地	電 話 番 号			
	名 称				
	許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号		
	埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年 月 日	処 分 場 の 規 模	面 積 m ²	埋 立 容 量 m ³
	処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類				
	重 量 計 の 有 無	有 . 無			
中 間 処 理 施 設 の 有 無	有 . 無		中 間 処 理 施 設 の 種 類		
備 考					
年 月 日					
産業廃棄物税特別徴収義務者証を受領しました。					
氏 名 ㊟ (名 称)					
納 税 者 番 号		登 録 番 号		証 票 番 号	

(注) 1 中間処理施設の種別は、脱水施設、焼却施設、中和施設等の別を記入してください。
 2 産業廃棄物処分業許可証の写し、最終処分場付近の見取図及び敷地内の配置図を添付してください。

様式第5号 産業廃棄物税特別徴収義務者変更登録申請書(第5条関係)

(A4判)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査	入 力 者 印
	. .				
産業廃棄物税特別徴収義務者変更登録申請書					
年 月 日					
秋田県 地域振興局長 様					
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)					
秋田県産業廃棄物税条例第10条第3項の規定により、次のとおり産業廃棄物税特別徴収義務者の変更の登録を申請します。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
変 更 事 項	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 の 理 由					
変 更 年 月 日	年 月 日				
備 考					
納 税 者 番 号		登 録 番 号		証 票 番 号	

(注) 変更の内容を証する書類を添付してください。

様式第6号 産業廃棄物税特別徴収義務者証(第5条関係)



備考 大きさは、縦9センチメートル、横14.5センチメートルとする。

様式第7号 産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書(第5条関係)

(A4判)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	処 理 事 項	通 信 日 付 印 . .	確 認	精 査	入 力 者 印
	産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書				
年 月 日					
秋田県 地域振興局長 様					
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)					
秋田県産業廃棄物税条例第10条第6項の規定により、次のとおり産業廃棄物税特別徴収義務者証の再交付を申請します。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
亡失又は破損の別	亡失 ・ 破損				
証 票 番 号	第 号				
備 考					
年 月 日					
産業廃棄物税特別徴収義務者証を受領しました。					
氏 名 (名 称)					
納 税 者 番 号		登 録 番 号		証 票 番 号	

様式第8号 産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書(第5条関係)

(A4判)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査	入 力 者 印
	. . .				
産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書					
年 月 日					
秋田県 地域振興局長 様					
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)					
⑩					
秋田県産業廃棄物税条例第10条第7項の規定により、次のとおり産業廃棄物税の特別徴収義務の消滅について届け出ます。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
登 録 番 号	第 号				
特別徴収義務が 消滅した理由					
消 滅 年 月 日	年 月 日				
備 考					
納 税 者 番 号		登 録 番 号		証 票 番 号	

(注) 特別徴収義務が消滅したことを証する書類を添付してください。

様式第9号 産業廃棄物税徴収猶予申請書(第5条関係)

(A4判)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査	入 力 者 印
	. .				
産業廃棄物税徴収猶予申請書					
年 月 日					
秋田県 地域振興局長 様					
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)					
秋田県産業廃棄物税条例第11条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物税の徴収の猶予を申請します。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで				
申告納入すべき月別及び税額	納期限までに受け取ることができなかった税額	徴収猶予を受けようとする税額	分割納入金額及び納入年月日		
			第 1 回	第 2 回	
年 月分			円	円	
円	円	円	年 月 日	年 月 日	
備 考					

(注) 徴収猶予を受けようとする税額の内訳を付表に記入し、添付してください。

付表

(A4判)

(年 月搬入分)

産業廃棄物の埋立処分を委託した事業者		特別徴収に係る産業廃棄物の最終処分場への搬入重量 トン	左のうち納期限までに受け取ることができなかった税額に係る重量 トン	徴収猶予を受けようとする税額 円	受け取ることができなかった理由
住 所 (所在地)	氏 名 (名称)				
合 計					

(注) 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第10号 産業廃棄物税徴収猶予承認(不承認)通知書(第5条関係)

(A4判)

産業廃棄物税徴収猶予承認(不承認)通知書					
					年 月 日
<p>特別徴収義務者</p> <p>住 所 (所在地)</p> <p>氏 名 (名 称)</p> <p style="text-align: center;">様</p>					
					秋田県 地域振興局長 印
<p>年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の徴収猶予について、次のとおり承認した(承認しない)ので、秋田県産業廃棄物税条例第11条第2項において準用する地方税法第15条第4項の規定により、通知します。</p>					
最終処分場	所在地				
	名 称				
月 別	申告納入すべき税額	直ちに納入すべき税額	徴収猶予をした税額及び徴収猶予をした期間	分割納入税額及び納入すべき年月日	
				第1回	第2回
年 月分	円	円	円	円	円
			年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日	年 月 日
不承認の理由					
摘 要					
この処分に不服がある場合の救済の方法	<p>この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を経由して提出してください。</p>				

様式第11号 産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書(第5条関係)

(A4判)

処理事項	通信日付印	確認	精査	入力者印
	. .			
産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書				
秋田県 地域振興局長 様		年 月 日		
		特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名称)		
(印)				
秋田県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、産業廃棄物税の還付(納入義務の免除)を申請します。				
最終処分場	所在地			
	名称			
産業廃棄物の最終処分場への搬入重量の合計		トン	還付(納入義務の免除)を受けようとする税額の合計	円
月 別	年 月分	年 月分	年 月分	年 月分
還付又は納入義務の免除の別				
産業廃棄物の最終処分場への搬入重量	トン	トン	トン	トン
受け取るべき埋立処分料金	円	円	円	円
のうち既に受け取った埋立処分料金	円	円	円	円
納入すべき税額×税率	円	円	円	円
のうち既に納入した税額及び納入年月日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日
還付(納入義務の免除)を受けようとする税額	円	円	円	円
埋立処分を委託した事業者の住所(所在地)及び氏名(名称)				
還付(納入義務の免除)を受けようとする理由				
備 考				

(注) 1 搬入重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 2 還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

様式第12号 産業廃棄物税還付（納入義務免除）承認（不承認）通知書（第5条関係）

(A4判)

産業廃棄物税還付（納入義務免除）承認（不承認）通知書			
			年 月 日
特別徴収義務者 住 所 （所在地） 氏 名 （名 称）			
			様
			秋田県 地域振興局長 印
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の還付（納入義務の免除）について、次のとおり承認した（承認しない）ので、秋田県産業廃棄物税条例第12条第3項の規定により、通知します。			
最終処分場	所在地		
	名称		
月 別	還付又は納入義務免除の別	申 請 額	承 認 額
年 月分	還付 ・ 納入義務免除	円	円
年 月分	還付 ・ 納入義務免除		
年 月分	還付 ・ 納入義務免除		
年 月分	還付 ・ 納入義務免除		
不承認の理由			
摘 要			
この処分に不服がある場合の救済の方法	この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を経由して提出してください。		

様式第13号 産業廃棄物税納付申告書(第5条関係)

(A4判)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	処理事項	登録番号	区分	予 備	
	通信日付印	入力年月日	入力者印	修正入力年月日	入力者印
	. .				
年 月 日 秋田県 地域振興局長 様	納税者の住所(所在地) 及び氏名(名称)		電話番号 ⑩		
	最終処分場	所 在 地	電話番号		
		名 称			
年 月分 産業廃棄物税納付申告書		申告期限	年 月 日		
区 分	課税標準たる重量	税 率	税 額		
	トン	円	×		
申 告 納 付			円		
備 考					

(注) 1 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 2 秋田県産業廃棄物税条例第4条第2項の規定により体積を換算して課税標準たる重量を算出した場合は、秋田県産業廃棄物税条例施行規則様式第3号の付表を添付してください。

様式第14号 産業廃棄物税修正申告書(第5条関係)

(A4判)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	処理事項	登録番号	区分	予備	
	通信日付印	入力年月日	入力者印	修正入力年月日	入力者印
	. . .				
	年 月 日	納税者の住所 (所在地)及び氏名		電話番号 ㊟	
秋田県	最終処分場	所在地	電話番号		
地域振興局長 様		名称			
年 月分 産業廃棄物税修正申告書		申告期限	年 月 日		
区 分	課税標準たる重量	税 率	税 額		
	トン	円	×		
修正後の申告納付 A			円		
当初の申告納付 B			円		
修正申告により納付すべき 税額 A - B	/		円		
備 考					

(注) 1 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 2 秋田県産業廃棄物税条例第4条第2項の規定により体積を換算して課税標準たる重量を算出した場合は、秋田県産業廃棄物税条例施行規則様式第3号の付表を添付してください。

様式第15号 産業廃棄物税納税者等届出書(第5条関係)


(A4判)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	処 理 事 項	通 信 日 付 印 . .	確 認	精 査	入 力 者 印
	産業廃棄物税納税者等届出書				
年 月 日					
秋田県 地域振興局長 様		納税者 住 所 (所在地) 電 話 番 号 ふ り が な 氏 名 ㊟ (名 称)			
秋田県産業廃棄物税条例第14条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物税の納税者等に関する事項について届け出ます。					
最 終 処 分 場 の 概 要	所 在 地	電話番号			
	名 称				
	許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号		
	埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年 月 日	処 分 場 の 規 模	面積 m ²	埋 立 容 量 m ³
	処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類				
	重 量 計 の 有 無	有 . 無			
中 間 処 理 施 設 の 有 無		有 . 無		中 間 処 理 施 設 の 種 類	
備 考					
納税者番号		登録番号			

(注) 1 中間処理施設の種別は、脱水施設、焼却施設、中和施設等の別を記入してください。
 2 産業廃棄物処分業許可証の写し、最終処分場付近の見取図及び敷地内の配置図を添付してください。

様式第16号 産業廃棄物税納税者等変更届出書(第5条関係)

(A4判)

	処 理 事 項	通 信 日 付 印	確 認	精 査	入 力 者 印
	.	.			
産業廃棄物税納税者等変更届出書					
年 月 日					
秋田県 地域振興局長 様					
納税者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)					
秋田県産業廃棄物税条例第14条第2項の規定により、次のとおり産業廃棄物税の納税者等に関する事項の変更について届け出ます。					
最 終 処 分 場	所 在 地				
	名 称				
変 更 事 項	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 の 理 由					
変 更 年 月 日		年 月 日			
備 考					
納 税 者 番 号		登 録 番 号			

(注) 変更の内容を証する書類を添付してください。

購読料金 一月三千五百円
 発行所 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話 0862-876600
 E-mail: matsubarara@matsubararaisatsu.co.jp
 FAX 0863-000055
 印刷 0863-000055